空港の設計・測量・地質土質調査等業務 における契約変更事務ガイドライン

> 令和6年3月 国土交通省 航空局

I 本編

I 本編

内容

1.	策定の目的	1
•	◆適切な設計変更の必要性	1
•	♦ガイドライン策定の目的	1
•	◆適用範囲	1
2.	設計変更の基本事項	2
3.	設計変更の留意事項	3
	(1) 発注者の留意事項	3
	(2) 受注者の留意事項	3
	(3) 受発注者共通の留意事項	3
	(4) 入札・契約時の契約図書等の疑義の解決	3
4.	設計変更の考え方	
	(1) 設計変更が可能なケースと不可能なケース	4
	(2) 設計変更を行うための主なポイント	4
	(3) 工事設計業務契約書/調査・測量等業務契約書の条項に基づく設計変更の考え方	5
	① 特許権等の使用	5
	② 地元関係者との交渉等	
	③ 仕様書等と業務内容が一致しない場合の修補義務	6
	④ 条件変更等	6
	⑤ 仕様書等または業務に関する指示の変更	8
	⑥ 業務の中止	8
	⑦ 業務に係る受注者の提案	8
	⑧ 受注者の請求による履行期間の延長	8
	9 発注者の請求による履行期間の短縮	9
	⑩ 臨機の措置	
	① 一般的損害	9
	① 第三者に及ぼした損害	9
	③ 不可抗力による損害	. 10
	④ 業務料の変更に返える設計図書の変更	. 10
	⑤ 引き渡し前における成果物の使用	
	(4)「設計図書の点検」の基本的な考え方	. 11
5.	設計変更にかかわる資料の作成	. 12
	(1)設計変更と内容確認	. 12
	(2) 設計変更に必要な資料作成	13

1. 策定の目的

◆適切な設計変更の必要性

設計・測量・地質調査土質調査・点検業務(以下、「業務」という。)は多岐にわたる専門分野の成果物を様々なプロセスを経て作成するものである。そのため、発注者は設計図書における的確な条件明示や適正な履行期間の設定が極めて重要である。

しかし、空港においては、気象・海象等の自然の影響による履行条件と実際の相違が生じやすいほか、検討の過程で新たな課題、条件の変更・追加が生じることや、多様な関係者との調整等により予見できない事態が発生することが多々ある。

これらにより生じる設計変更については、受注者の責によるものではないことから適切に設計 変更を行う必要がある。

適切な設計変更については、「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律 (令和元年6月14日)において、公共工事に関する調査等(測量、地質調査その他の調査(点検 及び診断を含む。)及び設計)が法の対象に位置付けられ、発注者等の責務として、以下が規定さ れている。

- ・公共工事等に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、公共工事等 に従事する者の休日、工事等の実施に必要な準備期間、天候その他のやむを得ない事由によ り工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮し、適正な工期等を設定すること。
- ・設計図書に適切に調査等の実施の条件を明示するとともに、設計図書に示されていない調査 等の実施の条件について予期することができない特別な状態が生じた場合その他の場合にお いて必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負 代金の額又は工期等の変更を行うこと。

◆ガイドライン策定の目的

本ガイドラインは、契約変更事務における手続きの流れやその根拠法令に加えて、受発注者双 方の留意点やポイントなど示すとともに、過去の設計変更事例を掲載することで、実務担当者が 変更手続きを行う際の指針となるよう策定したものである。

ただし、本ガイドラインはあくまでも指針であり、設計変更の適否について明確な基準を示すものではない。 現場毎にそれぞれ条件や事情が異なるものであることに加え、受発注者双方が合意のうえ変更契約することが不可欠である点を踏まえ、個別案件の設計変更にあたっては、本ガイドラインの活用と併せて、業務品質確保調整会議を確実に実施するなど、受発注者間で十分に協議のうえ、その結果に基づいて設計変更の可否を判断することが重要であるということに留意されたい。

◆適用範囲

主な対象は国が発注する空港の業務※とする。

但し、会社管理空港、地方公共団体及び民間事業者の発注する業務においても準用することを 推奨する。

※空港の業務とは、空港の機能上必要な土木施設(滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン、過走帯、滑走路端安全区域、誘導路帯、 飛行場標識施設、排水施設、共同溝、消防水利施設、GSE 通行帯等、道路・駐車場及び場周柵等)に関するものをいう。

2. 設計変更の基本事項

〇用語の定義

設計変更:業務の実施に当たり、仕様書等の変更にかかるもの

契約変更:設計変更により、工事設計業務契約書(以下、「設計契約書」という。)/調査・測量 等業務契約書(以下、「調査等契約書」という。)に規定する各条項に従って、履行期

間や業務料の変更にかかるもの

仕様書等:図面、仕様書、入札説明書及び入札説明に対する質問回答書

契約図書:契約書及び仕様書等

※契約書には技術提案書を含む

見積参考資料:予定価格の透明性の向上及び発注者・受注者間の片務性の改善を図るため、発注者側積算の考え方について、積算の構成、規格、扱い数量等を明示したもの※入札(見積)参加者の適正かつ迅速な見積もりに資するための資料であり、設計契約書第1条又は調査等契約書第1条にいう仕様書等ではない。従って、業務契約上の拘束力を生じるものではなく、受注者は当該業務の趣旨を充分考慮して、業務目的を完遂するための一切の手段について、受注者の責任において定めるものとする。

〇設計変更に関する主な条項

- 特許権等の使用(設計契約書第12条、調査等契約書第8条)
- ・地元関係者との交渉等(調査等契約書第12条)
- ・仕様書等と業務内容が一致しない場合の修補義務(設計契約書第19条、調査等契約書第17条)
- •条件変更等(設計契約書第20条、調査等契約書第18条)
- ・仕様書等又は業務に関する指示の変更(設計契約書第21条、調査等契約書第19条)
- 業務の中止(設計契約書第22条、調査等契約書第20条)
- ・業務に係る受注者の提案(設計契約書第23条、調査等契約書第22条)
- ・受注者の請求による履行期間の延長(設計契約書第24条、調査等契約書第23条)
- ・発注者の請求による履行期間の短縮(設計契約書第25条、調査等契約書第24条)
- ・臨機の措置(調査等契約書第27条)
- 一般的損害(設計契約書第29条、調査等契約書第28条)
- ・第三者に及ぼした損害(設計契約書第30条、調査等契約書第29条)
- ・不可抗力による損害(調査等契約書第30条)
- ・業務料の変更に代える仕様書等の変更(設計契約書第31条、調査等契約書第31条)
- ・引渡し前における成果物の使用(設計契約書第34条、調査等契約書第34条)

3. 設計変更の留意事項

(1)発注者の留意事項

業務は仕様書等に基づいて実施されることから、発注者は仕様書等に条件等の必要な事項を的確に明示することに加え、公平公正に適正な履行期限を設定することで、適正な業務ができるように努めなければならない。

また、仕様書等と実際の条件等が異なっていたり、予期することができない特別な状態が生じたりするなど、入札公告の条件明示に対する質問の有無にかかわらず、設計変更の必要が生じた場合には、発注者は受注者に対し、書面にて迅速且つ的確な指示を行わなければならない。

また、適切な設計変更のため、発注段階において以下も留意する必要がある。

- ・見積参考資料の条件や数量等は設計変更の協議対象とならないため、条件や数量等は見積参 考資料のみにではなく仕様書等に適切に明示すること。
- ・積算と実作業等の費用乖離が生じる可能性がある場合、過去の実績などを踏まえて条件及び 積算等を見直すこと。(もしくは契約後の協議対象とすることを明示)
- ・条件等が具体的に確定出来ない場合や実施状況により変更が生じる可能性がある場合、予め 契約後の協議対象とすることを仕様書等に明示すること。

(2) 受注者の留意事項

受注者は、仕様書等に示された業務を適切に実施するため、仕様書等に明示された条件や業務 内容等を再確認する必要がある。

その結果、仕様書等と実際の条件等が異なるなど、設計変更の必要が生じた場合には、速やかに、その旨を書面にて発注者に通知し、確認を請求しなければならない。

(3) 受発注者共通の留意事項

書面により協議することを原則とし、緊急を要する場合は、口答により伝達できるものとするが、後日、有効な書面と差替、若しくは帳票管理システム等による事務処理をしなければならない。なお、設計変更の際、受発注者は、当該業務での設計変更の必要性(別件業務としない妥当性)、履行方法等を十分確認しなければならない。

また、設計変更に伴う業務料や履行期間の変更手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。

(4)入札・契約時の契約図書等の疑義の解決

契約図書等に係る疑義については、質問または協議により、入札前の段階、仕様書等の点検の 段階で解決しておくことが、スムーズな設計変更に繋がることになる。

4. 設計変更の考え方

(1) 設計変更が可能なケースと不可能なケース

●設計変更が可能なケース

下記のような場合は、設計変更が可能と考えられる。

- ①当初発注時点で予期しえなかった関係機関への手続の遅延など、受注者の責に帰さない事項 が確認された場合
- ②当初発注時点で想定している業務着手時期に、受注者の責によらず、業務着手出来ない場合
- ③所定の手続きを行い、発注者が仕様書等の訂正又は変更もしくは履行期間の変更の必要があると認めた場合
- ④設計の基準となる示方書、指針等が改定になった場合(改定に伴い、新たな検討項目の追加により費用増となる場合は、変更協議の対象)
- ⑤受注者が行うべき「仕様書等の点検」の範囲を超える作業を実施する場合

※ 具体事例は、「II設計変更の事例」を参照されたい

●設計変更不可能なケース

下記のような場合は、原則として設計変更が出来ない。

(ただし、調査等契約書第27条(臨機の措置)で対応するような災害時等の緊急性を要する場合は、この限りではない)

- ①契約図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず、受注者が独自に判断 して業務を実施した場合(協議のみで回答等がない時点で業務を実施した場合も含む)
- ②受注者の都合により、「承諾」事項として処理された内容について実施した場合
- ③設計契約書、調査等契約書及び空港土木設計・測量・地質土質調査・点検業務共通仕様書に 定められている所定の手続きを経ずに業務を実施した場合
- ④書面によらない業務をした場合(書面によらない場合とは、口頭又は電子メールのみによる 指示・協議等が該当、受注者のみならず発注者も注意が必要。なお、設計変更は調査等契約書 及び空港土木設計・測量・調査等業務共通仕様書に定められている所定の手続きを経て行われ るものであるため、書面として打合せ記録簿は該当しない。)

(2) 設計変更を行うための主なポイント

1. 実施前の徹底

設計変更に伴う業務料や履行期間の変更手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うことが必要であるため、疑義及び協議事項がある場合、実施前の協議を徹底する必要がある。 その際、設計変更に必要な手続き期間や設計変更に伴い必要となる業務料や履行期間を考慮し、設計変更のタイミングを逸することのないよう、受注者の速やかな協議申し入れと、それに対する発注者のクイックレスポンスが重要。

2. 書面による協議

緊急を要する場合や事前の担当者間調整は口頭や電子メール等による場合があるが、設計変更には受発注者双方の合意の根拠が必要となるため、書面による協議を確実に行う必要がある。 (緊急を要する場合は、電子メール等により伝達できるものとするが、後日、有効な書面に差替、若しくは帳票管理システム等による事務処理を確実に行うこと。)

3. 業務品質確保調整会議等による十分な協議の徹底

設計変更にあたっては、受発注者双方の合意が必要であるため、担当者間調整だけでは合意 に至らない場合などは、業務品質確保調整会議等を実施するなど、受発注者間の関係者が一同 に会する場で十分な協議を行うことが重要であり、その結果に基づいて設計変更の可否や内容 を判断する必要がある。

また、協議の結果、受発注者間において合意に至った協議事項については、確実に契約変更に結び付ける必要がある。

なお、協議においては、必要な項目(仕様書等に明示された設計条件や履行条件、業務工程、 業務計画の妥当性、業務環境改善の認識共有等設計変更の可否や内容)について、しっかりと 議論のうえ、その結果を議事録として残すなど、受発注者間で意識共有を図ることが重要。こ の際、発注者は「過去に前例がないこと」のみを以て、設計変更を認めない理由としないこと も重要である。

4. 設計変更の合理的な根拠の整理

設計変更するためには、仕様書等に示された条件等と実作業等が異なることを示す根拠に加え、受注者の提案する内容が合理的であるという根拠を整理する必要がある。

(3) 設計契約書又は調査等契約書の条項に基づく設計変更の考え方

設計変更の手続きは、設計契約書又は調査等契約書の各条項を根拠に実施され、その手続きや 考え方もそれぞれ異なる。ここでは、設計契約書又は調査等契約書の各条項に基づいた設計変更 の基本的な考え方について記載している。このうち、設計変更となる機会が多い契約書条項にお いては、設計変更の手続きフロー図の一例も記載しているため、あわせて設計変更事務の参考と されたい。

なお、設計変更にあたっては、これらの各条項の考え方はもちろんのこと、受発注者双方の合意のうえで契約変更することが必要であるため、個別案件の設計変更にあたっては、業務品質確保調整会議などを活用し、受発注者間で十分に協議のうえ判断することが重要である。

また、これらの各条項に基づき、実際にはどのように設計変更が行われているかについては、 「II 設計変更の事例」に掲載しているため、そちらを参照されたい。

① 特許権等の使用:設計契約書第12条、調査等契約書第8条

特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利 (以下、特許権等)の対象となっている履行方法を使用する場合、その責任の所在を明確にす る必要がある。

- ・特許権等の対象となる履行方法が仕様書等で指定されているものの、特許権等の対象である旨 の明示がなく、受注者がその存在を知らなかったとき、その費用は発注者が負担しなければな らない。
- ・仕様書等で履行方法の指定がなく、他の履行方法も考えられるにもかかわらず、受注者判断により特許権等の対象となる履行方法を採用する場合、その費用は設計変更の対象とはならない。
- ・受発注者協議により、比較の結果、最良の履行方法が特許権等の対象となる履行方法であることが確認できた場合には、特許料等も含めて設計変更の対象となる。

② 地元関係者との交渉等:調査等契約書第12条

地元関係者との交渉等は、発注者が行うものとするが、発注者の指示があるときは、受注者は協力しなければならない。この場合、必要な費用は発注者が負担する。

・発注者の指示により、地元関係者との交渉等に協力した場合、その費用は発注者が負担しなければならない。

③ 仕様書等と業務内容が一致しない場合の修補義務:設計契約書第 19 条、調査等契約書第 17 条

業務の内容が仕様書等又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合、調査職員はその修補を請求できる。ただし、当該不適合が調査職員の指示であったり、その他設計図書の矛盾など発注者の責めに帰すべき事由によるときは、必要な費用は発注者が負担しなければならない。

・業務の内容が設計図書等に適合しない場合、当該不適合がなぜ生じたのか、受発注者どちらの 責に帰すべき事由により生じたものなのかを検証する必要がある。

④ 条件変更等 (第1項第一~五号): 設計契約書第20条、調査等契約書第18条

受注者は、仕様書等の点検等により、次のいずれかに該当する事実を発見した場合、発注者 の確認を請求しなければならない。

発注者は、確認請求のあった事実が確認された場合において、必要があると認めるときは、 仕様書等の内容を訂正又は変更し、必要に応じて、履行期間又は業務料の変更を行わなければ ならない。

第一号 図面、仕様書、入札説明書及び入札説明に対する質問回答書の内容が一致しないこと

第二号 仕様書等に誤謬又は脱漏があること

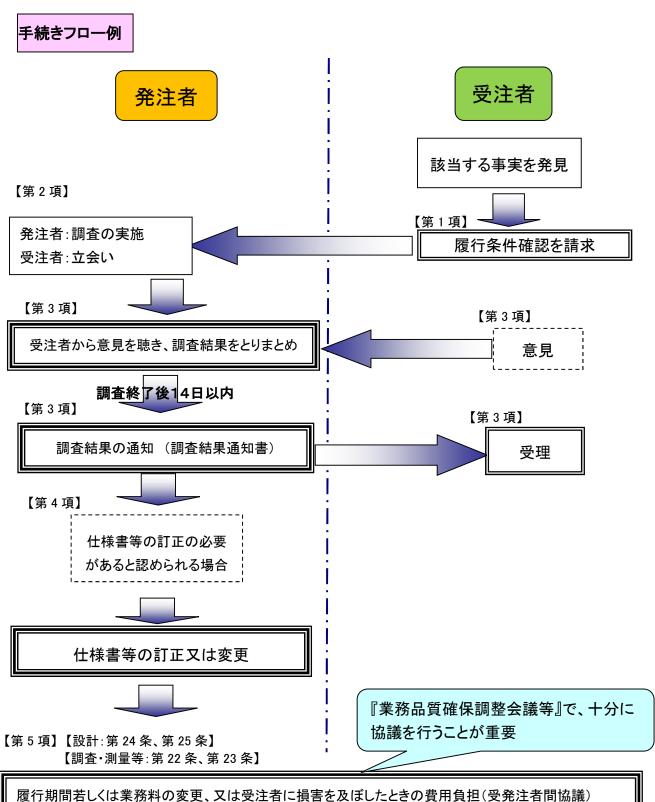
第三号 仕様書等の表示が明確でないこと

第四号 仕様書等に示された履行条件が実際と相違すること

第五号 仕様書等に示されていない履行条件で予期せぬ特別な状態が生じたこと

- ・図面、仕様書等の優先順位が定められている場合、第一号の対象とはならない。
- ・仕様書等の誤謬又は脱漏と思しき箇所を見つけた場合及び設計図書の表示が不十分、不正確、 不明確で、どのように業務を履行してよいか判断がつかない場合、受注者の判断で訂正や補足 をするのではなく、発注者に確認すべきである。
- ・協議の結果、受注者の提示する履行方法等が適切であると認められるとき、発注者は仕様書等 の内容を訂正又は変更し、必要に応じて、履行期間又は業務料の変更を行わなければならない。
- ・履行条件としては、『自然的な履行条件:地形、水深等』、『人為的な履行条件:関係者調整による制約事項等』などがあげられる。
- ・該当する事由としては、『条件の明示がないもしくは不明確』、『数量等の内訳が不明確』などがあげられる。

※ 具体事例は、「**Ⅱ設計変更の事例**」を参照されたい



⑤ 仕様書等又は業務に関する指示の変更:設計契約書第21条、調査等契約書第19条

発注者は、仕様書等と実際の条件等が異なっていたり、予期することができない特別な状態が生じたなど、必要があると認めるときは、仕様書等の内容を変更し、履行期間又は業務料の変更を行わなければならない。

- ・該当する事由としては、『検討過程での新たな検討項目の変更・追加』、『検討過程での与条件の変更・追加』、『発注者に対する関係機関からの要請』、『発注者に対する地元住民(漁業関係者等)からの要請・苦情』、『発注者の事業計画の見直し』、『発注者判断による災害の事前回避』などがあげられる。
- ・第 20 条 (調査等は第 18 条) の対象となる不一致等は、基本的に受注者からの通知事項である のに対し、第 21 条 (調査等は第 19 条) は発注者の意志により設計変更が生じるものである。
- ・履行途中に発注者が、当初の設計図書通りに履行した場合の社会的な損失や不利益等、予期することができない事情によりその判断を変更することが妥当と考えられる場合も対象であり、これに伴い受注者に損害を及ぼしたときは、発注者が必要な費用を負担しなければならない。
- ・第 21 条 (調査等は第 19 条) の規定により設計図書を変更したため業務料が 2/3 以上減額した場合、第 44 条 (調査等は第 42 条) の規定により受注者が契約を解除する権限が生じる。また、業務料が 30%以上増額した場合、分離発注が不合理であることの理由が必要となる。

⑥ 業務の中止:設計契約書第22条、調査等契約書第20条

受注者の責に帰することができない事由により工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められる場合、発注者は施工を中止させなければならず、必要と認められるときは、中止に伴う費用も発注者が負担しなければならない。

- ・該当する事由としては、空港土木設計・測量・地質土質調査・点検業務共通仕様書 1-10 に記載の自然現象や第三者によるもののほか、『不発弾や埋蔵文化財等の発見によるもの』、『疫病や感染症の発生に伴うもの』などがあげられる。
- ・受注者が業務の続行に備え必要とした費用もしくは受注者に損害を及ぼした場合の費用は発注 者が負担しなければならない。なお、中止から再開までの期間は損害等を最小限とするため、 極力短かくなるよう努める。
- ・業務を中止する場合、後に当該中止に伴う履行期間の延長が不可能とならないよう、発注者は 迅速な中止通知をするとともに、適正な費用変更を行う必要がある。

⑦ 業務に係る受注者の提案:設計契約書第23条、調査等契約書第22条

受注者は、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見・発案した場合、発注 者に対して仕様書等の変更を提案することができる。

発注者は提案を受けた場合、必要があると認めるときは、仕様書等の内容を変更し、履行期間又は業務料の変更を行わなければならない。

- ・仕様書等の内容と対して、提案する内容が合理的であるという根拠の整理が必要。
- ・技術提案に関する内容は対象とはならない。

⑧ 受注者の請求による履行期間の延長:設計契約書第24条、調査等契約書第23条

受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができない場合、その理由を明示し発注者に履行期間の延長を請求できる。

発注者は請求があった場合、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。

- ・該当する事由としては、『気象海象条件によるもの』、『第三者(関連業務等)との調整によるもの』などがあげられる。
- ・履行期間の延長請求には、延長理由、延長日数の算定根拠等の整理が必要。
- ・発注者の責めに帰すべき事由による場合、発注者は必要と認められる業務料の変更又は受注者 に損害を及ぼしたときの費用を負担しなければならない。

⑨ 発注者の請求による履行期限の短縮:設計契約書第25条、調査等契約書第24条

発注者は、特別な理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を 受注者に請求できる。

- ・該当する事由としては、『業務の中止』、『関連業務等の影響によるもの』、『供用時期や利用面の調整によるもの』などがあげられる。
- ・本請求に伴い、受注者が履行期間を短縮するために行う対応にかかる費用は、発注者が負担すべきである。
- ・発注者が請求した日数の短縮を行えない場合でも、契約書第26条(調査等は第24条) の規定により、出来る限り短縮可能な日数について受発注者間で協議して定めることが重要。 この際、所要の休日を確保できるよう十分な配慮が必要。

⑩ 臨機の措置:調査等契約書第27条

受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない (発注者からの請求も可能)が、その費用のうち請負代金額の範囲で負担することが不適当な部分は、発注者が負担する。

- ・緊急でやむを得ない場合を除き、あらかじめ発注者の意見を聴くほか、措置後直ちに措置の内容を発注者に通知することが原則である。
- ・措置にかかる費用負担は、受発注者間で協議して定めることが重要である。

① 一般的損害:設計契約書第29条、調査等契約書第28条

成果物の引渡し前に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害は、受注者が費用を負担する。ただし、発注者の責めに帰すべき事由により生じた損害は発注者が負担する。

- 第三者に及ぼした損害、不可抗力による損害は対象とはならない。
- ・発注者が負担する損害は、設計図書に定めるところにより付された保険(潜水探査、土質調査における水雷保険、傷害保険、動産総合保険等)によりてん補された部分を除く、発注者の責に帰すべき事由により生じた損害。

⑫ 第三者に及ぼした損害:設計契約書第30条、調査等契約書第29条

業務を行うにつき第三者に及ぼした損害は、受注者が賠償額を負担する。ただし、発注者の 責めに帰すべき事由により生じた損害は発注者が負担する。

- ・発注者が負担する損害は、仕様書等に定めるところにより付された保険(潜水探査、土質調査における水雷保険、傷害保険、動産総合保険等)によりてん補された部分を除く、発注者の指示、貸与物件等の性状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び業務を行うにつき通常避けることができない騒音、振動、地下水の断絶等により第三者に及ぼした損害。
- ・ただし、発注者の指示又は貸与物件等が不適当であること等、発注者の責めに帰すべき事由が あることを知りながら、これを通知しなかったときは、この限りではない。
- ・また、業務を行うにつき善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては受 注者が負担する。

③ 不可抗力による損害:調査等契約書第30条

成果物の引渡し前に、受発注者いずれの責めに帰さない天災等に起因する損害が生じた場合、 当該損害額とその取片付け額の合計額のうち業務料の100分の1を超える額は、発注者が負担 しなければならない。

- ・試験等に供される業務の出来形部分、仮設物又は作業現場搬入済みの調査機械器具の損害額が対象。(立会いその他記録等により確認できるものに限る)
- ・ただし、受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び設計図書に定めると ころにより付された保険(潜水探査、土質調査における水雷保険、傷害保険、動産総合保険等)によりてん補される部分を除く。

(A) 業務料の変更に代える仕様書等の変更:設計契約書第31条、調査等契約書第30条

発注者は、契約書の規定により業務料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、 特別な理由があるときは、その全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。

対象は以下の通り。

設計契約書第 12 条、第 19 条~第 22 条、第 24 条~第 26 条、第 28 条~第 29 条、第 34 条、 第 40 条。

調査等契約書第8条、第17条~第20条、第22条~第24条、第27条~第30条、第40条。 ・仕様書等の変更内容については、発注者と受注者とが協議して定める。

助 引渡し前における成果物の使用:設計契約書第 34 条、調査等契約書第 34 条

発注者は、受注者承諾のうえで成果物を引渡し前に使用できるが、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならず、その使用により受注者に損害を及ぼした場合は、必要な費用を負担しなければならない。

受発注者間で文書により責任の所在を明確にしておく必要がある。

(4)「仕様書等の点検」の基本的な考え方

1). 「設計図書の点検」に係わる規定について

①【条件変更等:設計契約書第20号、調査等契約書第18号】

受注者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

- 1. 図面、仕様書、入札説明書及び入札説明に対する質問回答書が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。)。
- 2. 仕様書等に誤謬又は脱漏があること。
- 3. 仕様書等の表示が明確でないこと。
- 4. 履行上の制約等仕様書等に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。
- 5. 仕様書等で明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- ②【空港土木工事設計・測量・地質土質調査・点検業務共通仕様書 1-4 (設計図書の点検)】 受注者は、仕様書等の内容を十分点検し、疑義がある場合、調査職員に書面により通知し、 その指示を受けるものとする。

2). 「仕様書等の点検」の位置づけ

■受注者は、設計契約書、調査等契約書及び空港土木工事設計・測量・地質土質調査・点検業 務共通仕様書に基づいて、仕様書等の点検を行うこととなる。

【受注者が自らの負担で行う部分】

- ① 仕様書等の点検に係る費用
- ② 仕様書等の点検の結果を発注者に説明するための資料作成
- ③ 発注者から②に関する更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合の資料作成

【発注者が実施する部分】

①点検結果により生じた、追加調査、再検討、再調整・確認等 ※受注者に資料作成等を指示する場合は、発注者はその費用を負担する。

【例】

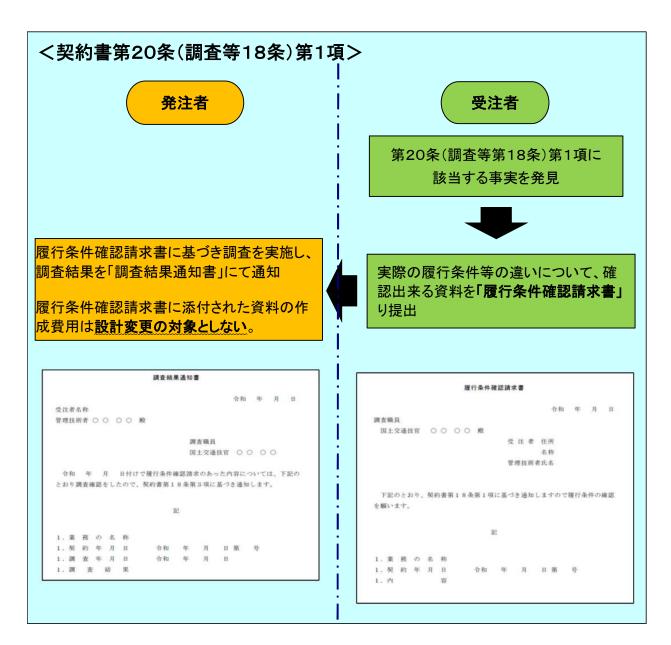
- ・提示された過去の調査報告書からの条件変更又は検討不足等があり、追加調査や再検討 が必要となった場合
- ・細部設計時において、貸与された基本設計等の成果物が古い基準に基づくものであり、 新しい基準に基づく再検討が必要となった場合
- ・過年度の関係機関協議結果について、関係機関に改めて確認することとなった場合

5. 設計変更にかかわる資料の作成

設計変更にかかわる資料の作成についての具体的対応方法

(1)設計照査と内容確認

受注者は、当初設計等に対して「設計等契約書第20条第1項」、「調査等契約書第18条第1項」に該当する事実が発見された場合、発注者にその事実が確認出来る資料を「履行条件確認請求書」により提出し、確認を求めなければならない。なお、これらの資料作成に必要な費用については、契約変更の対象としない。



(2) 設計変更に必要な資料作成

「設計等契約書第20条第1項」、「調査等契約書第18条第1項」に基づき設計変更するために必要な資料作成については、同条第4項に基づき発注者が行うものであるが受注者に行わせる場合は以下の手続によるものとする。

- ①設計照査に基づき設計変更が必要な内容については、受発注者間で確認する。
- ②設計変更するために必要な資料の作成について書面により協議し、合意を図った後、発注者 が具体的な指示を行うものとする。
- ③発注者は、書面による指示に基づき受注者が設計変更に係わり作成した資料を確認する。
- ④書面による指示に基づいた設計変更に係わる資料の作成業務については、契約変更の対象とする。
- ⑤費用の算定は、「空港請負工事積算基準」等による。

<契約書第20条(調査等18条)第1項>

発注者

受注者

設計図書の訂正又は変更は発注者

- ~ 設計変更するために必要な資料の作成を依頼するときは ~
- 設計変更が必要な内容について、受発注者間で確認
- ・必要な資料の作成について協議し、発注者が受注者に書面により 指示



設計変更に係わる資料を作成 →提出



資料を確認

この資料の作成費用は設計変更の対象

Ⅱ 設計変更の事例

Ⅱ 設計変更の事例

目次

1.	設計業務	•	 •	 •	• 2
	• 契約書第20条:条件変更等				
	・契約書第21条:仕様書等又は業務に関する指示の変更				
2.	測量業務			 •	· 7
	·契約書第18条:条件変更等				
	・契約書等19条:仕様書等又は業務に関する指示の変更				
3.	調査業務	•		 •	• 10
	·契約書第18条:条件変更等				
	・契約書等19条:仕様書等又は業務に関する指示の変更				
	・契約書等23条:受注者の請求による履行期間の短縮等				
4.	点検業務	•		 •	• 14
	·契約書第18条:条件変更等				
	・契約書第19条:仕様書等又は業務に関する指示の変更				
	・契約書第23条:受注者の請求による履行期間の短縮等				

【留意事項】

- 1. ここでは過去に実際に行った設計変更の事例を掲載しているが、設計業務の設計変更に関する契約書条項のうち、「第20条」、「第21条」、測量・地質土質調査・点検業務の設計変更に関する契約書のうち、「第18条」、「第19条」、「第23条」以外に基づく設計変更事例の掲載はない。
- 2. 契約書の各条項の設計変更の考え方は「I本編4.(3)設計契約書又は調査等契約書の条項に基づく設計変更の考え方」を参照すること。
- 3. 設計変更の処理方法について、本事例はあくまでも過去の参考事例として示しているものであり、個別案件の設計変更は、当該業務において当該業務の契約書に基づき、受発注者が各々の事象に照らして十分に協議することが大原則であるため、本設計変更事例をもって、当該業務での変更契約を担保するものでないことに留意が必要である。

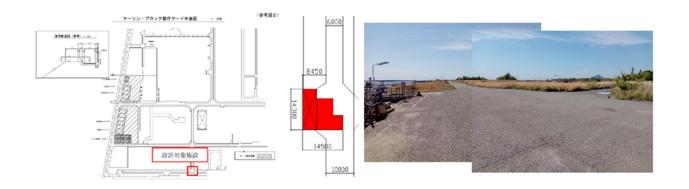
1. 設計業務

【事例】

番	業務概要	設計変更の事例 (概要)	契約書	設計変	变更事項
号			条項	業務料	履行期限
1	製作ヤード整備検討	実施設計に先立ち、ケーソン製作ヤードを踏査した	20 条	増額	_
		結果、周辺施設で利用される地下埋設物が判明し、	1項4号		
		施工時における地下埋設物の構造照査等が必要と			
		なったため、検討業務を追加した。			
2	滑走路端安全区域施	滑走路移設に伴い場周柵の一部が転移表面に抵触	20 条	増額	_
	工方策検討業務	することから、一部場周柵の移設の追加設計を行っ	1項4号		
		<i>t</i> =。			
3	地盤改良設計	地盤改良工法の検討の中で、改良後に滑走路勾配を	21 条	増額	延長
		保てるかを確認するため、変形照査断面の追加を行			
		った。これに伴い、履行期間を延長した。			
4	エプロン等舗装設計	仮設エプロンの設計の追加、コア採取等土質調査の	21 条	増額	延長
		追加、業務履行期間を延伸した。関係者調整にて、			
		舗装工中にエプロンのクローズが困難であるため			
		に、代替エプロンとして新たに仮設エプロンの設計			
		を追加。			
5	エプロン舗装設計	サウスエプロンの舗装設計に GSE 通行帯部分の舗	21 条	増額	延長
		装設計およびノースエプロンおよび B1,P2B2 改良			
		検討を追加、業務履行期間の延伸、公開用成果品作			
		成と業務帳票システム利用を追記した。			
6	護岸改良実施設計	浸水対策のための嵩上げ検討に先立って現況調査	21 条	増額	延長
		を行った結果、老朽化の進行が確認されたため、本			
		体部の一体的な改良案を検討する必要が生じた。			
		改良の検討にあたって、空港管理者等との調整に時			
		間を要することから履行期間を延伸することとし			
		<i>t</i> =。			
7	滑走路端安全区域基	予備設計では、施工時断面は直立堤を条件としてい	21 条	増額	延長
	本設計	たが、コこれに加え、コスト縮減の観点より、消波			
		被覆堤とした場合の施工時断面の検討を追加した。			
		これに伴い、履行期間を延長した。			
8	平面形状の検討	本設計において、別件業務(波力算定の模型実験)	21 条	増額	延長
		の成果を反映し、設計を実施することになっていた			
		が、結果が予測を大きく上回る波力が算定された。			
		そのため、当初想定していた平面形状について、再			
		度平面形状の検討を行う必要が生じたため、検討業			
		務を追加した。これに伴い、履行期間を延長した。			

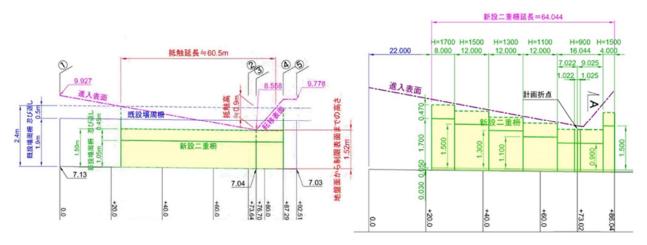
【変更事例①:製作ヤード整備検討】 <契約書第20条1項4号>

・ 実施設計に先立ち、ケーソン製作ヤードを踏査した結果、周辺施設で利用される地下埋設物が 判明し、施工時における地下埋設物の構造照査等が必要となったため、検討業務を追加した。



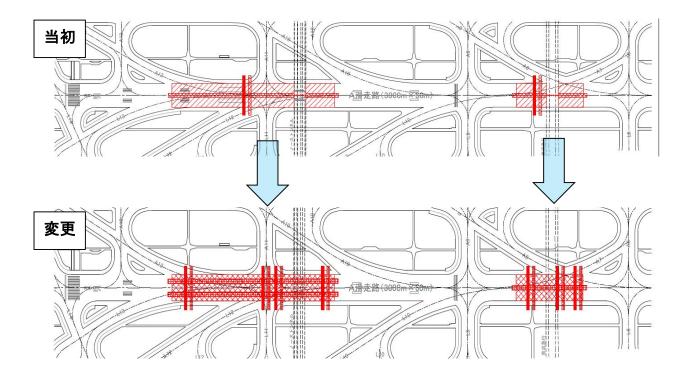
【変更事例②:滑走路端安全区域施工方策検討業務】 <契約書第20条1項4号>

・ 滑走路移設に伴い場周柵の一部が転移表面に抵触することから、一部場周柵の移設の追加設計を行った。



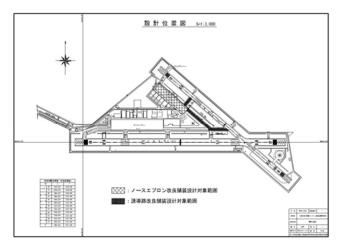
【変更事例③:地盤改良設計】 <契約書第21条>

・ 地盤改良工法の検討の中で、改良後に滑走路勾配を保てるかを確認するため、変形照査断面の 追加を行った。これに伴い、履行期間を延長した。



【変更事例④:エプロン等舗装設計】 <契約書第21条>

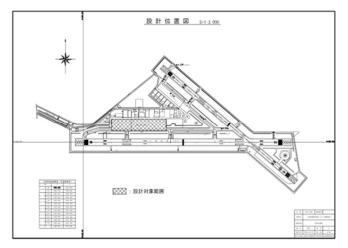
・ 仮設エプロンの設計の追加、コア採取等土質調査の追加、業務履行期間を延伸した。関係者調整にて、舗装工中にエプロンのクローズが困難であるために、代替エプロンとして新たに仮設エプロンの設計を追加。





【変更事例⑤:エプロン舗装設計】 <契約書第21条>

・ サウスエプロンの舗装設計に GSE 通行帯部分の舗装設計およびノースエプロンおよび B1, P2B2 改良検討を追加、業務履行期間の延伸、公開用成果品作成と業務帳票システム利用を追記した。





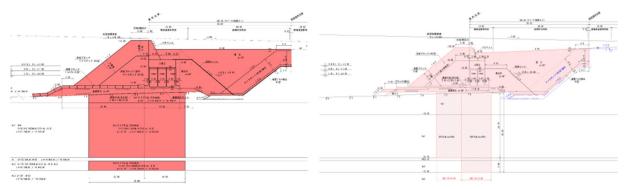
【変更事例⑥:護岸改良実施設計】 <契約書第21条>

・ 浸水対策のための嵩上げ検討に先立って現況調査を行った結果、老朽化の進行が確認されたため、本体部の一体的な改良案を検討する必要が生じた。改良の検討にあたって、空港管理者等との調整に時間を要することから履行期間を延伸することとした。



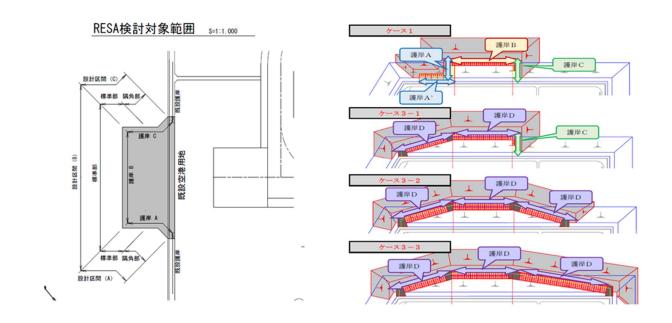
【変更事例(7): 滑走路端安全区域基本設計】 〈契約書第21条〉

・ 予備設計では、施工時断面は直立堤を条件としていたが、コこれに加え、コスト縮減の観点より、消波被覆堤とした場合の施工時断面の検討を追加した。これに伴い、履行期間を延長した。



【変更事例⑧:平面形状の検討】 <契約書第21条>

・本設計において、別件業務(波力算定の模型実験)の成果を反映し、設計を実施することになっていたが、結果が予測を大きく上回る波力が算定された。そのため、当初想定していた平面 形状について、再度平面形状の検討を行う必要が生じたため、検討業務を追加した。これに伴い、履行期間を延長した。



2. 測量業務

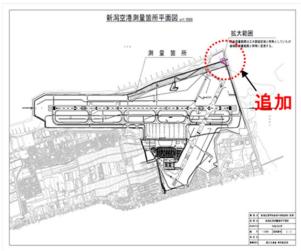
【事例】

番	業務概要	設計変更の事例(概要)	契約書	設計変	E更事項
号			条項	業務料	履行期限
1	現地測量	関係者協議の結果、測量業務及び立木調査範囲箇所	18 条	増額	延長
		を追加した。現地調査の結果、測量箇所追加及び測	1項4号		
		量箇所に攻撃性の高い蜂が生息しているため、現履			
		行期間内での業務完了が困難となったため、履行			
		期間の延長を行った。			
2	水準測量	当初、工事用仮設道路に関する土質調査を実施して	19 条	増額	_
		いたものであるが、滑走路の軽量盛土施工箇所にお			
		いて、工事竣工時と現況の出来形の変化を把握する			
		必要性が生じたことから、土質調査業務に沈下量を			
		把握するための水準測量の追加変更を行った。			
3	空港舗装動態観測調	W8 誘導路の廃止のため、測量の数量変更の指示を	19 条	減額	_
	査	した。			
4	現地測量	現地踏査および関係者調整の結果、作業ヤードとし	19 条	増額	_
		て使用可能な箇所を追加で検討対象としたため、現			
		地測量範囲を変更した。			

【変更事例①:現地測量】 <契約書第18条4項>

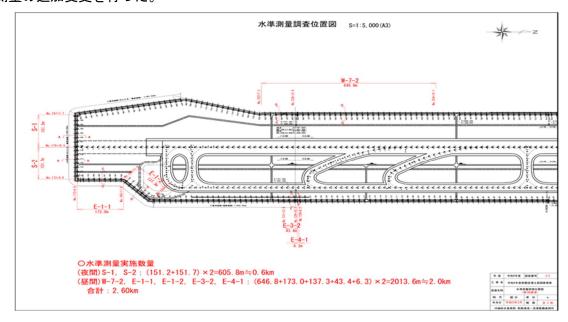
・ 関係者協議の結果、測量業務及び立木調査範囲箇所を追加した。現地調査の結果、測量箇所追加及び 測量箇所に攻撃性の高い蜂が生息しているため、現履行期間内での業務完了が困難となったため、履行 期間の延長を行った。





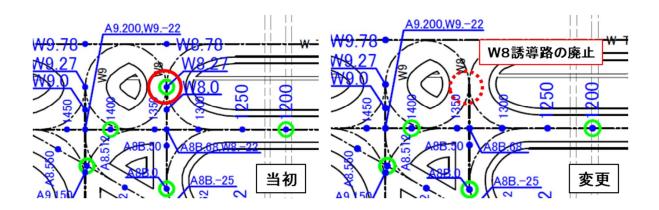
【変更事例②:水準測量】 <契約書第19条>

・ 当初、工事用仮設道路に関する土質調査を実施していたものであるが、滑走路の軽量盛土施工箇所において 工事竣工時と現況の出来形の変化を把握する必要性が生じたことから、土質調査業務に沈下量を把握するため の水準測量の追加変更を行った。



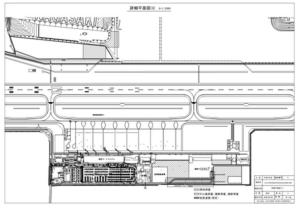
【変更事例③:空港舗装導体測量】 <契約書第19条>

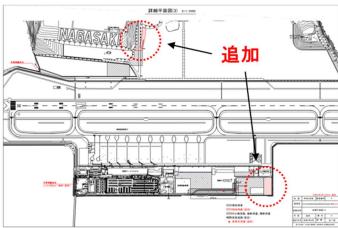
·W8 誘導路の廃止のため、測量の数量変更の指示をした。



【変更事例④:現地測量】 <契約書第19条>

・ 現地踏査および関係者調整の結果、作業ヤードとして使用可能な箇所を追加で検討対象としたため、現地 測量範囲を変更した。





3. 調査業務

【事例】

番	業務概要	設計変更の事例 (概要)	契約書	設計変	変更事項
号			条項	業務料	履行期限
1	土質調査	ボーリング調査位置が舗装版撤去工事後でボー	18条	増額	_
		リングを実施するための平坦性が確保出来ず、	1項4号		
		平坦足場が必要となったため、変更した。			
2	土質調査	調査位置付近に施設台帳に記載のない構造物が	18条	増額	_
		あったため、調査位置の変更をした。	1項4号		
3	土質調査	土層が仕様と現地で相違したため、ボーリング	18 条	増額	_
		作業能力を変更した。	1項4号		
4	土質調査	当初予定していたボーリング位置については、	19 条	増額	_
		海側法面上で調査を行い必要な情報を得ること			
		を想定していたものであるが、調査実施前に改			
		めて検討内容を精査した結果、本調査は工事用			
		道路改良設計に要する地盤情報を得る必要があ			
		り、現工事用道路の捨石及び基盤の性状につい			
		て適切に把握する必要があると判明したことか			
		ら、当初予定していたボーリング位置を工事用			
		道路上に変更した。			
5	土質調査	現地調査より、植生範囲及び傾斜地盤を通過す	19条	増額	_
		る必要があるため、植生の伐採、モノレールの設			
		置、給水ポンプの設置を追加し、傾斜地足場に変			
		更した。			
6	土質調査	R2-1 及び R2-2 地点で海上ボーリングを実施中、	19 条	増額	
		低気圧の影響による荒天に伴う臨機措置として			
		スパッド台船の一時退避が必要となったため、			
		台船の退避及び再設置を変更追加した。			

【変更事例①: 土質調査】 <契約書第18条第1項第4号>

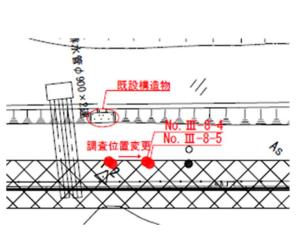
・ ボーリング調査位置が舗装版撤去工事後でボーリングを実施するための平坦性が確保出来ず、平坦足場が必要となったため、変更した。





【変更事例②: 土質調査】 <契約書第 18 条第 1 項第 4 号>

• 調査位置付近に施設台帳に記載のない構造物があったため、調査位置を変更した。





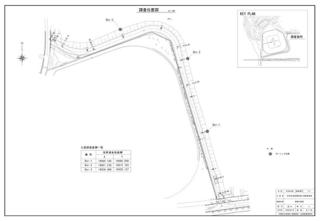
【変更事例③: 土質探査】 <契約書第18条第1項第4号>

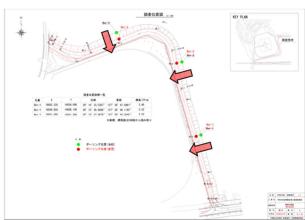
・土層が仕様と現地で相違したため、ボーリング作業能力を変更した。

当初									変更								
	試錐	推定	試錐		層別試錐長					試錐	推定	試錐		層	別試銷	長	
盂	地	掘	層	粘性	砂	れ き	玉石	軟 岩	試	地	掘	層長	粘性	砂 ·	れ き	玉石	軟岩
錐	盤高	進深	長	±	砂			石	錐	盤高	進深	長	土	砂			石
番		5		・シ	質土	れ き	割石		番		2		・シ	質 土	れき	割石	
号				ルト		質土			号				ルト		質土	-	
7	(m)	(m)	(m)	(m)	(m)	(m)	(m)	(m)	7	(m)	(m)	(m)	(m)	(m)	(m)	(m)	(m)
R03-No. 1-1	+318.0	+300. 0	18. 0	0. 0	15.0	0. 0	0. 0	3. 0	R03-No. 1-1	+318.0	+300.0	18.0	0.0	1.4	13.5	0. 0	3. 1
R03-No. 1-2	+318.0	+304. 0	14. 0	0. 0	14.0	0. 0	0. 0	0.0	R03-No. 1-2	+318.0	+304.0	14.0	0. 0	0. 5	13.5	0. 0	0.0

【変更事例④:ボーリング位置の変更】 <契約書第19条>

・ 当初予定していたボーリング位置については、海側法面上で調査を行い必要な情報を得ることを 想定していたものであるが、調査実施前に改めて検討内容を精査した結果、本調査は工事用道路改良 設計に要する地盤情報を得る必要があり、現工事用道路の捨石及び基盤の性状について適切に把握する 必要があると判明したことから、当初予定していたボーリング位置を工事用道路上に変更した。





【変更事例⑤:土質調査】 <契約書第19条>

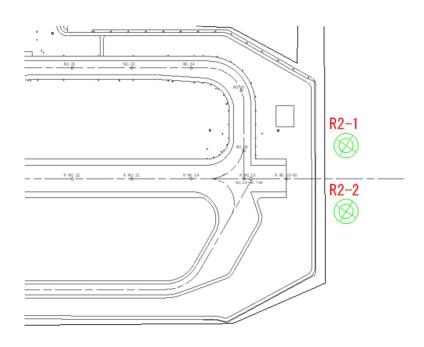
・ 現地調査より、植生範囲及び傾斜地盤を通過する必要があるため、植生の伐採、モノレールの 設置、給水ポンプの設置を追加し、傾斜地足場に変更した。





【変更事例⑥:土質探査】 <契約書第19条>

・ R2-1 及び R2-2 地点で海上ボーリングを実施中、低気圧の影響による荒天に伴う臨機措置としてスパッド台船の一時退避が必要となったため、台船の退避及び再設置を変更追加した。



4. 点検業務

【事例】

番	業務概要	設計変更の事例 (概要)	契約書	設計変	E 更事項
号			条項	業務料	履行期限
1	人工地盤定期点検調査	現地調査の結果、水中部にあると想定してい	18条	増額	_
		た電気防食が実際は土中部にあることがわ	1項4号		
		かり、電気防食の目視点検が出来ないことか			
		ら、電気防食工点検及び電気防食工にかかる			
		点検調書、報告書作成費を変更した。			

【変更事例①:人工地盤定期点検調査】 <契約書第18条1項4号>

・ 現地調査の結果、水中部にあると想定していた電気防食が実際は土中部にあることがわかり、電気防食 の目視点検が出来ないことから、電気防食工点検及び電気防食工にかかる点検調書、報告書作成費を変更した。

